

植物防疫所の検疫事業費（拡充）

【1, 159（1, 164）百万円】

対策のポイント

- ・ 輸出に必要な検疫条件を産地等へ情報提供するとともに、集荷地等での輸出検査を行うことにより、輸出検疫体制の強化を図ります。
- ・ 病害虫の我が国への侵入・まん延を防止するため、植物検疫の充実強化を図ります。

<背景／課題>

- ・ 我が国への輸入農産物の品目・数量の増加及び輸送手段の多様化に伴い、病害虫が我が国へ侵入する可能性が高まっています。植物防疫所においては、植物防疫官を適切に配置し、植物検疫の充実強化を図り、植物の病害虫の侵入・まん延を防止します。
- ・ また、「攻めの農林水産業」として、農産物の輸出促進を図るため、集荷地・栽培地、空港出国ロビー等での輸出検査等の輸出検疫体制を強化することにより、円滑な輸出を支援する必要があります。

政策目標

- 農産物の輸出促進に向けた輸出検疫体制の強化
- 農作物の病害虫の侵入・まん延防止

<内容>

1. 輸出検疫体制等の強化

諸外国の検疫条件について分析・情報整理等を行い、農産物の輸出を志向する産地等に対し、情報提供を行います。さらに、集荷地検査、種苗類の輸出検査等の体制強化を図るとともに、お土産として持ち帰る国産農産物の輸出検査を効率的に実施するため、空港出国ロビー内に検査場所を整備します。

2. 輸入検疫体制の充実及び緊急防除等の的確な実施

新たに設置されるＬＣＣターミナル等において、輸入検疫を的確に実施するとともに、ジャガイモシロシストセンチュウ、ミカンコミバエなどの新たに発生が確認された重要な病害虫の早期根絶やまん延防止を図るため、病害虫の発生調査や検定等を迅速かつ的確に実施します。

3. 訪日外国人等に対する植物検疫制度の広報の強化

病害虫の侵入防止及び国産農産物のお土産としての持ち帰り推進を図るため、植物検疫に関するパンフレットの作成・配布等により、外国人観光客等に我が国の植物検疫制度を周知するとともに、円滑な検査を促進します。

<事業実施主体>

植物防疫所

[お問い合わせ先：消費・安全局植物防疫課（03-3502-5976）]

動物検疫所の検疫事業費（拡充）

【884（787）百万円】

対策のポイント

海外からの家畜の伝染性疾病の侵入を防止するとともに、農畜産物の輸出促進に貢献すべく、動物検疫体制の充実強化を図ります。

<背景／課題>

- ・国際物流の進展、訪日外国人旅行者の拡大等により、国内各地における海外との人や物の動きが一層活発化しています。
- ・一方、近隣アジア諸国をはじめ、海外では口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病の発生が拡大しており、我が国へのこれらの疾病の侵入が危惧されているため、輸出を促進する上でも侵入防止に万全を期す必要があります。
- ・また、2020年の東京オリンピック・パラリンピックでは様々な国から馬術用馬の輸入が予定されており、国際基準に合致した検査体制を整備する必要があります。

政策目標

- 家畜の伝染性疾病の侵入防止の徹底
- 国際基準に合致した検査体制の整備

<内容>

1. 事業内容

家畜の伝染性疾病の検疫体制の強化（拡充）

（１）増加する訪日外国人旅行者等への総合的な対策の強化

- ① 民間事業者の活用により、成田国際空港及び関西国際空港に検疫探知犬各２頭を増頭し、旅客の携帯品の検査体制を強化します。
- ② 多言語ポスター・リーフレットの事前配布・設置により、訪日外国人旅行者等に対する事前型周知・広報を強化します。

（２）国際基準に合致した検査体制の整備

- ① 2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催を踏まえ、レファランス・ラボラトリー[※]等の海外専門機関での技術習得等により、馬の伝染性疾病の検査体制を早急に構築します。
- ② 家畜の輸出入検査体制を強化するため、検査機器の整備及び検査技術の向上を図ります。

※ レファランス・ラボラトリーとは、国際獣疫事務局（OIE）が疾病毎に認定する国際的な診断助言施設である

2. 事業実施主体

動物検疫所

[お問い合わせ先：消費・安全局動物衛生課（03-3502-8295）]